

和歌山県警察交通情報総合管理システム運用管理要綱

(最終改正：令和3年12月21日 和歌山県警察本部訓令第29号)

和歌山県警察交通情報総合管理システム運用管理要綱を次のように定める。

和歌山県警察交通情報総合管理システム運用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通警察業務の合理的かつ効率的な推進を図るため、和歌山県警察交通情報総合管理システム（以下「交通情報システム」という。）の運用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2条 交通情報システムは、交通情報システムサーバとデータ通信回線を介して接続する紀州NET端末（以下「端末装置」という。）、その他の業務サーバ等で構成する。

2 交通情報システムへの必要なデータの入力（以下「登録」という。）は、端末装置から行う。

(管理体制等)

第3条 警察本部に総括運用責任者を置き、交通部交通企画課長をもって充てる。

2 総括運用責任者は、交通情報システムの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事務を処理するものとし、その任務を遂行するに当たり、交通部交通企画課交通事故分析担当補佐又は同係長を運用担当者に充て、その任務を補佐させることができる。

3 交通情報システムを運用する所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

4 運用管理者は、交通情報システムの処理に係る個人情報の適正な取扱い等、所属における適正な運用及び維持管理に当たるものとする。

5 交通情報システムを運用する所属に副運用管理者を置き、当該所属の次席等をもって充てる。

6 副運用管理者は、運用管理者の命を受け、交通情報システムの処理に係る個人情報の適正な取扱い等、所属における交通情報システムの適正な運用及び維持管理に係る事務を統括するものとする。

7 交通情報システムを運用する所属に運用担当責任者を置き、警察本部所属にあっては各係ごとの業務を主管する警部（同相当職を含む。）以上の階（職）級にある警察職員の中から運用管理者が指定する者を、警察署にあっては交通課長をもって充てる。

8 運用担当責任者は、交通情報システムの処理に係る個人情報の適正な取扱い等、所属における交通情報システムの適正な運用及び維持管理に関し、必要な点検及び確認に当たるものとする。

(登録対象データ)

第4条 交通情報システムへの登録の対象となるデータの種類及びその意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交通事故データ 和歌山県内において発生した、車両及び列車の交通による人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「交通事故」という。）を対象とする。

(2) 交通違反データ 道路交通法（昭和35年法律第105号）違反として検挙（交通反則切符及び点数切符適用違反を含む。以下同じ。）した違反（交通事故を伴う違反を除

く。以下「交通違反」という。)を対象とする。

(3) 交通規制データ 和歌山県内における交通規制を対象とする。

(データの保存期間)

第5条 第4条第1号及び第2号に規定するデータの保存期間は、登録をした年から5年間とし、第4条第3号に規定する交通規制データの保存期間は、その規制が廃止されるまでの期間とする。

(交通情報システムへの証認及びアクセス権)

第6条 交通情報システムへの証認及びアクセス権については、別に定める。

(登録するデータの詳細)

第7条 交通情報システムに登録するデータの種別及び登録時期については、和歌山県警察交通情報総合管理システム登録実施要領(平成29年3月10日付け交企第13号)に定める。

(対象事務)

第8条 交通情報システムは、次の各号に掲げる事務を対象とする。

- (1) 警察庁への交通事故統計情報の報告及び交通事故統計分析資料作成に関する事務
- (2) 交通事故事件捜査の管理及び交通事故事件関係書類の作成に関する事務
- (3) 道路交通法違反事件その他の道路交通関係法令違反事件及びこれらに関連する事件に係る捜査の管理及び関係書類の作成に関する事務
- (4) 交通事故による犯罪被害者支援業務に関する事務
- (5) 交通事故及び交通違反の行政処分原票作成及び運転免許の行政処分上申に関する事務
- (6) 臨時適性検査に関する事務
- (7) 自動車安全運転センターが行う交通事故証明業務の交通事故資料提供に関する事務
- (8) 道路交通標識及び標識柱の設置、移動、撤去及び維持管理に関する事務

(情報セキュリティ)

第9条 交通情報システムの情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項は、和歌山県警察情報セキュリティに関する規程(平成20年和歌山県警察本部訓令第3号)に定めるところによる。

2 交通情報システムで取り扱う情報の分類は、機密性中、完全性高及び可用性高とする。

3 個人情報入力資料及び個人情報出力資料の取扱い並びに照会に関する記録の取扱いについては、別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項その他細部事項については、別に定める。